

オープン
カレッジ

消費税は今や誰もが知る身近な税金だが、その中に「地方消費税」が含まれていることはあまり知られていない。消費税には、国の税金である「消費税(国税)」と「地方消費税(地方税)」があり、それぞれ課税の主体が異なる。地方消費税は1997(平成9)年、地方分権の推進や地域福祉の充実などを目的に創設され

地方消費税を知っていますか

は、国税である消費税率6・24%と、地方消費税率1・76%を合計したものである。政府は、軽減税率が適用されている飲食料品の税率を、27年4月1日から29年3月末までの2年間、現行の8%から1%に引き下げる基本方針を決定した。すなわち、国税の税率を0・78%とし、地方消費税の税率0・22%と合わせて1%とする方針だ。

現場のコストも増大することから、それだけでは負担をカバーしきれないだろう。また、税率が引き下げられても、原材料高や人件費上昇の局面では企業が実質値上げを行う場合があり、期待通りに消費者の購入価格が下がるとは限らない。さらに、減税の開始・終了時期には駆け込み需要や急激な反動減が生じ、地域経済が不透明化するリスクもある。

私たち消費者は税を負担する立場だが、消費税や地方消費税の主な納税義務

地方消費税の税率引き下げにおけるより大きな問題は、地方自治体の主要財源が縮小することである。地

減税が及ぼす事業者負担と

地方財政へのリスク

た。納税義務者の事務負担に配慮し、国が一括して徴収する仕組みをとっている。現在の軽減税率8%



柴 由花
大学教員
山梨大学
現代学
経済学
博士

しば・ゆか 専門は租税法、租税政策。横浜国立大学大学院社会科学研究所国際開発専攻博士課程修了。博士(国際経済法学)。

者は事業者である。減税の恩恵を受けるのは主に消費者だが、事業者の負担はむしろ増えると考えられる。例えば税率変更時には、POSレジや会計・受発注

システムの改修が必要となり、特に中小事業者にとっては多大な費用と期間

(数カ月〜1年程度)がかかる。政府は補助金を交付するとしているが、店頭の価格表示の打ち替えや従業員マニュアルの変更など、

地方消費税の税率引き下げにおけるより大きな問題は、地方自治体の主要財源が縮小することである。地方消費税の税率は主に医療・介護・子育て支援といった社会保障施策の財源に充てられているため、減税は地域の福祉サービスの縮小につながる。地方消費税は都道府県から市町村に配分されるため、減収分を国の財源で補填(ほてん)しない限り、財政基盤の弱い地方自治体ほど大きな打撃を受ける。

消費税の税率を1%引き下げるだけでも、国・地方をあわせて約2・7兆〜3兆円規模の減収が生じる。

穴埋め財源の具体的なめどが立ちにくい中での減税は、財政健全化目標をさらに遠ざけることになるだろう。